

## Information

【国家公務員倫理審査会からのお知らせ】

## 12月1日～31日は「国家公務員倫理月間」です！

国家公務員倫理審査会では、毎年、国家公務員倫理週間を設け、さまざまな啓発活動を行っていますが、2019年度は、国家公務員倫理審査会創立20年の節目であること、昨今の公務員倫理をめぐる情勢等を踏まえ12月1日(日)～12月31日(火)を『国家公務員倫理月間』とし、各種啓発活動を実施することとしました。

## 国家公務員倫理月間 12月1日～31日

## 企業の皆様へ

～倫理法・倫理規程をご存知ですか？～

- ✓ 企業の皆様と国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。
- ✓ 国家公務員との飲食や贈答品のやりとりなどには、ご注意ください。

## 禁止行為

企業と「**利害関係**」（契約関係、許認可の申請、立入検査を受ける等）のある国家公務員に対し、たとえば以下の行為をすると、相手方の国家公務員が倫理法違反に問われます。

- 金銭、物品等（祝儀、香典など含む。）の贈与をすること
- 車による送迎など無償のサービスを提供すること
- 供応接待をすること（「割り勘」による飲食は可能）

- ※ 利害関係がない場合でも、国家公務員が倫理法違反に問われることがあります。
- ※ これら以外にも禁止される行為があります。（詳細は以下のWEBサイト参照）
- ※ 具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関または国家公務員倫理審査会にお問い合わせください。

## ～公務員倫理ホットライン～

国家公務員倫理法令に反すると疑われる行為に気付かれた方は…

【電話】 03-3581-5344

（土・日・祝日及び12/29～1/3を除く、9:30～18:15）

【WEB】



- ※ 匿名による通報も受け付けています
- ※ 通報により不利益な取扱いを受けないように万全を期しています

国家公務員倫理審査会 <https://www.jinji.go.jp/rinri/>

企業のみなさんと国家公務員が接する際、国家公務員には一定のルールがあります。企業と「利害関係」(契約関係、許認可の申請、立入検査を受ける等)のある国家公務員に対し、たとえば以下の行為をすると、相手方の国家公務員が国家公務員倫理法違反に問われます。

- ・金銭、物品等の贈与をすること
- ・車による送迎等、無償のサービスを提供すること
- ・供応接待をすること(「割り勘」による飲食は可能)

これらの行為のほかにも禁止される行為があります。

詳細は、国家公務員倫理審査会ウェブサイト (<https://www.jinji.go.jp/rinri/>) をご参照ください。

また、「利害関係」がない場合でも、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を行うと、それを受けた国家公務員が国家公務員倫理法違反に問われます。

具体的な行為の可否について疑義がある場合は、相手方の国の機関または国家公務員倫理審査会にお問い合わせください。

なお、国家公務員倫理法令に反すると疑われる行為に気づかれた際には、「公務員倫理ホットライン」へご連絡ください。

#### ◆公務員倫理ホットライン◆

【電話】 03-3581-5344 (土・日・祝日および12月29日～1月3日を除く、9:30～18:15)

【ウェブサイト】 <https://www.jinji.go.jp/rinri/tuuho/tuuho.html>

※通報者の氏名等は窓口限りにとどめられる等、通報により不利益な取り扱いを受けまいよう万全を期しています。

《担当》

国家公務員倫理審査会事務局

〒100-8913 東京都千代田区霞が関1-2-3

【電話】 03-3581-5311 (代表)